

平成 24 年 8 月 10 日

日本保安炎筒工業会

使用済自動車からの廃発炎筒処理システムについて

破碎施設での発炎筒※由来の発火事故の危険性が問題提起されたことを受け、日本保安炎筒工業会（以下、当会）は、使用済自動車の処理段階からの廃発炎筒回収を進めるため、自主的なプログラムとして、「安全管理プログラム」を創設した。当プログラムでは、廃発炎筒の流通段階から廃棄段階までの安全性を総点検し、ユーザー及び廃発炎筒に関する事業者への安全のための広報活動に注力し、廃発炎筒の安全な回収、処理を行う。廃発炎筒の安全な回収、処理システム（以下、新システム）の実施に向け、関係者のご理解、ご協力を得るべく調整を進め、今般、新システムを提案することとなった。新システムは、以下の要件を満たすものとし、当会会員各社（以下、発炎筒メーカー）が廃棄物処理法の特例である広域認定を受け、使用済自動車の処理段階から廃発炎筒を引取り、処理を行う。

（廃発炎筒処理システムの必要要件）

- ① 火薬類取締法を順守したものであり、安全な取扱いについて周知を行うこと
- ② 廃棄物処理法を順守した適正処理できるものであり、広域認定制度等に基づく分散型適正処理体制を整備すること
- ③ 経済的に維持可能な継続性、安定性のあるものとすること
- ④ 処理費用を極力低減させ、関係者の直接間接の負担を軽減することとし、費用の精査と削減に努めること

整備段階（自動車販売業者や自動車部品販売業者）から排出される廃発炎筒の処理についても、新システムで対応することとし、発炎筒メーカー各社は、広域認定が認められた後、速やかに新システムを開始する。

※発炎筒は、火薬類取締法第2条に定められた「がん具煙火」に相当する。廃棄物となつても火薬類取締法の適用があり、運搬時は火薬量2tを超えた場合、貯蔵時は火薬量25kgを超えた場合に、「火薬類」としての適用がなされる。

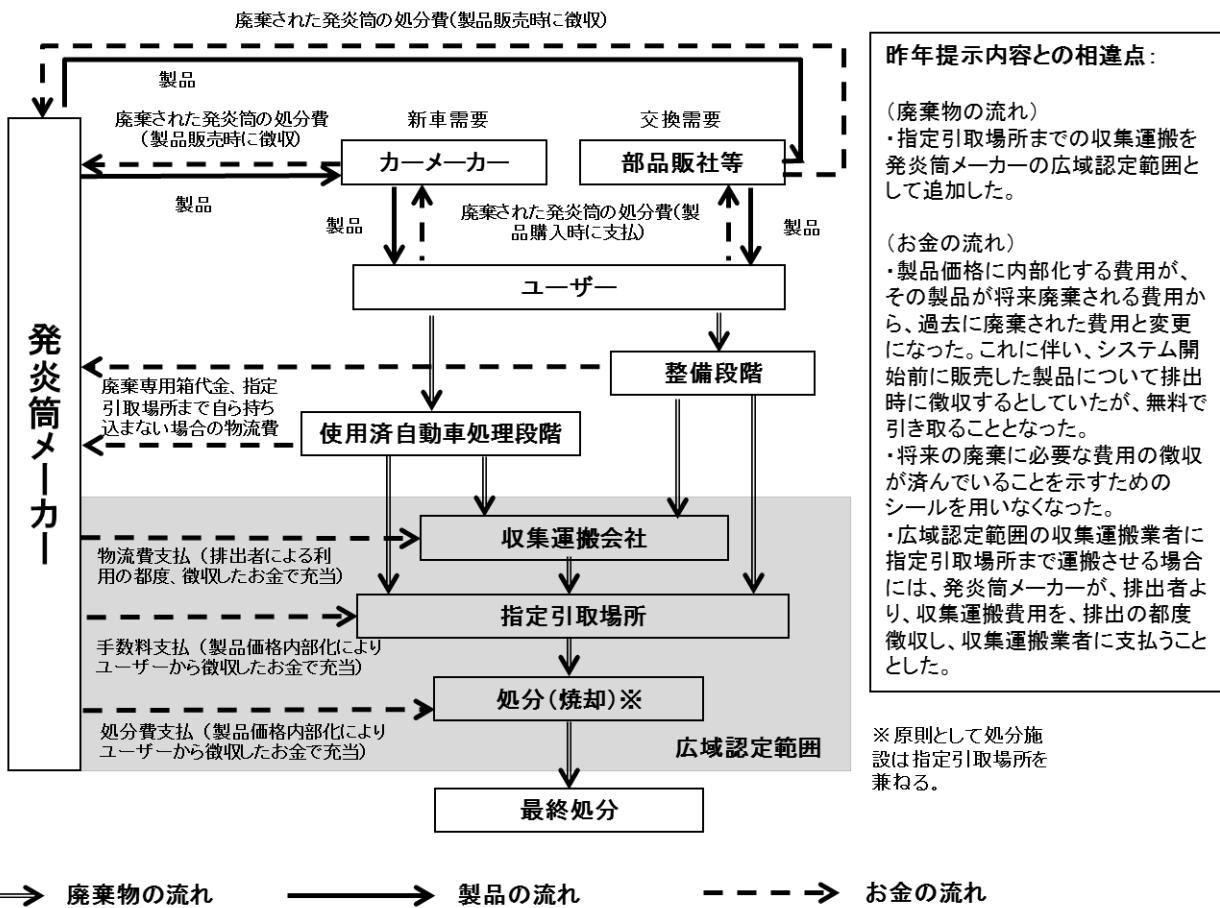
25kg以上の「がん具煙火」の貯蔵にあたっては、「がん具煙火貯蔵庫」での貯蔵が必要となる。がん具煙火貯蔵庫の設置に際しては、火薬類取締法により都道府県知事から許可を受けなければならない。

【新システムの概要】

新システムでは全国に廃発炎筒の引取場所を設定し、廃発炎筒を引取り、処分する。システム開始後は、発炎筒メーカーは、処分費用を製品価格に含めて販売することとし、廃棄時に処分費用を徴収することなく引取ることとする（ただし、メーカーが指定する引取場所までの物流費、廃棄に際して必要な専用箱代金は排出者が負担）。具体的な取り回し等については以下のとおり（添付参照）。

- 発炎筒メーカーは共同で、引取場所（以下、「指定引取場所」という。）を配置。指定引取場所は、焼却施設を有する産業廃棄物処理業者（発炎筒メーカーの広域認定を受けた者）及び発炎筒メーカー等とし、全国に配置する（20か所）。指定引取場所で引取後、焼却施設（17か所）で処分する。
- 排出者は、廃棄に当たって、廃棄専用箱を発炎筒メーカーより購入し、廃発炎筒を専用箱に詰めた上、これを指定引取場所に引き渡す。
- 廃棄専用箱は、1箱当たり100本（火薬量8kg程度に相当）まで収納でき、排出者は貯蔵する火薬量が25kgに達する前に（廃棄専用箱3箱に相当）、速やかに指定引取場所に引き渡す。
- 指定引取場所までの運搬は、排出者自らが行うか、広域認定を受けた運搬業者が行う。
- 指定引取場所での処分（焼却）は、熱回収を伴うものとする。
- 廃棄物処理委託先情報、回収・処理実績、廃発炎筒の安全な取扱い及びその他システムの詳細については、当会ホームページ上で開示する（<http://www.safety-flare.jp>）。
- 排出者向け周知については、隨時、関係団体を通じて資料配布するほか、国の協力を得て、自治体を通じた周知を行う予定。

新システム概念図



→ 廃棄物の流れ

→ 製品の流れ

- - - → お金の流れ

【変更点及び今後の課題】

新システムの検討にあたっては、当初、シールを用いた徴収方法を検討していたが、関係者の調整の結果、以下のような変更及び課題が生じている。

① 変更点：製品価格に内部化する費用の性質

発炎筒の流通は、主として、新車搭載用として自動車製造業者等、交換用として自動車販売業者・自動車部品販売業者及び整備事業者、交換用を主とする一般小売業者、の3経路がある。当初予定していた新システムでは、将来必要となる処分費用を製品価格に内部化させ、システム開始前に販売された製品については排出時に処分費用を徴収するとしていたが、関係者の合意を得ることが出来なかった。代案として、発炎筒メーカーが、廃棄された発炎筒の処分費用を負担し、必要となる費用を製品価格に内部化して販売することとした。

② 課題：製品販売状況に変化が起きた場合に処分費用を確保できない懼れ

過去の廃棄に係った費用を製品価格に内部化させる方法であるため、システムの安定的な取り回しには、廃棄量と販売量がある程度一定であることが求められる。販売量が大きく減少した場合には、個々の製品価格に処分費用を内部化するには限界があり、適正な処分費用を確保できず、ひいては処理システムの維持が不可能となることが想定される。そのため、発炎筒の販売状況に大きな変化が生じた場合には、廃炎筒の適正な処理システム維持のため、排出者及び自動車製造業者等をはじめとする関係者のご協力をいただき、本システムを見直すことを前提として開始する。

以上

廃発炎筒セーフティー・マネジメント・プログラム(SMAP)

廃発炎筒処理システム

2012年8月10日
日本保安炎筒工業会

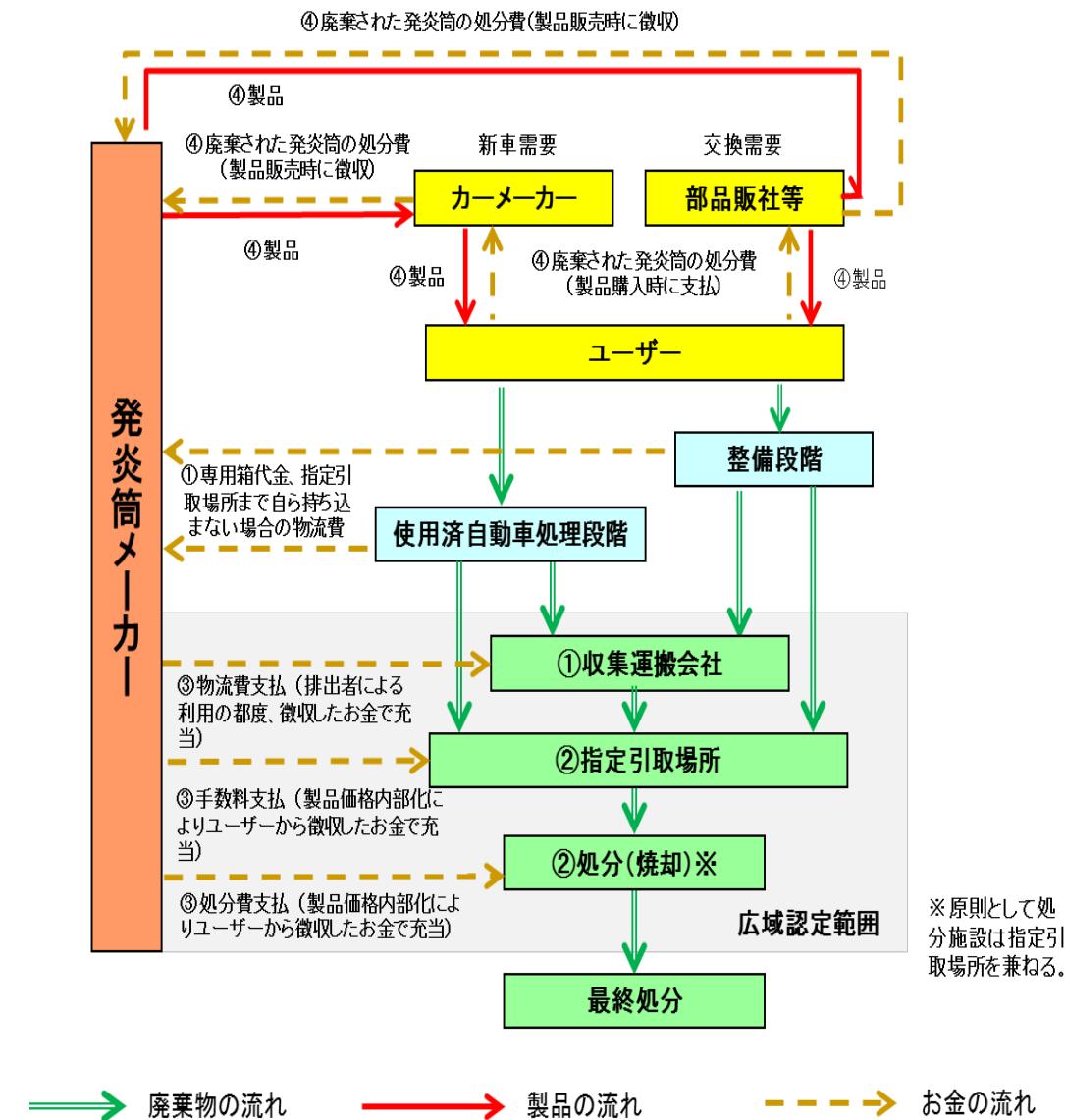
- 破碎工程での発火原因として指摘されていた廃発炎筒の回収処理について、発炎筒メーカーは新たなシステムを開始する。
- 新システムは、使用済自動車段階及び整備段階からの廃発炎筒を対象とする。
- 発炎筒メーカー2社(日本カーリット株式会社、国際化工株式会社)は、廃棄物処理法の特例である広域認定を受け、廃発炎筒の適正処理を行う。
- 広域認定範囲は、排出者から引き取りを行う宅配業者、廃発炎筒を引き取る指定引取場所、焼却処分を行う処分施設、とする。
- 日本保安炎筒工業会は、新システムの周知広報を実施し、回収処理実績、廃発炎筒の安全な取扱い等の情報をHP上で公開する。

廃発炎筒処理システム概要

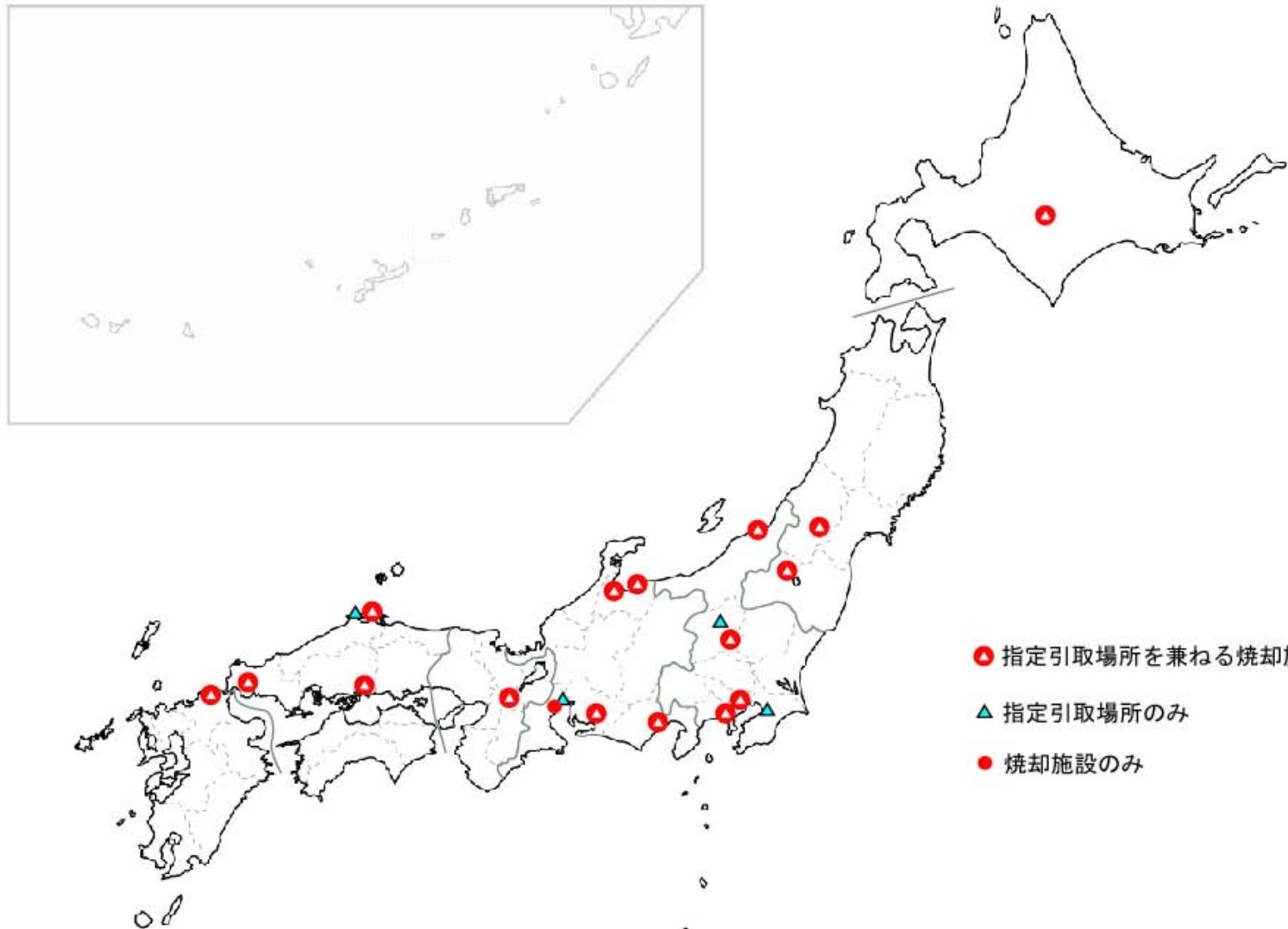
概要説明

※番号は図中の番号と一致

- ① 排出者は、発炎筒メーカーから廃棄専用箱(※)を購入し、廃棄専用箱に詰めた廃発炎筒を、広域認定を受けた宅配業者に運搬を依頼する(有料)、または、自らが指定引取場所に持ち込む。ただし、宅配業者への依頼または直接持ち込みに際しては、廃棄専用箱を購入した発炎筒メーカーに事前連絡が必要。
(※ 廃棄専用箱は、運搬時の安全を確保し、保管数量を管理しやすくするために設計されたもの)
- ② 指定引取場所に持ち込まれた廃発炎筒は、焼却処分される。原則として指定引取場所は焼却施設を有する産業廃棄物処理業者とするが、焼却施設を有しない場合は、保管量が規定数を超える前に焼却施設に運搬する。
- ③ 発炎筒メーカーは、宅配業者に対しては、排出者が利用の都度支払った費用から運賃を支払う。また、指定引取場所・焼却施設に対しては、一旦費用を支払い、支払実績に基づいて費用を製品価格に内部化しユーザーから徴収したお金で支払い費用を充当する。
- ④ 発炎筒メーカーは、過去に廃棄された発炎筒の処分費を製品販売時に徴収する。製品購入者は、製品価格に処分費が内部化された製品を購入する。



指定引取場所・焼却施設 配置図



- ・ 指定引取場所=20か所(うち、指定引取場所兼焼却施設=16か所、指定引取場所のみ=4か所)
- ・ 焚却施設=17か所(うち、焼却のみ=1か所)

廃棄専用箱について

- ・ 廃棄専用箱は、中仕切りによって、廃発炎筒が摩擦によって発火することができないように設計上工夫されており、落下試験等によって運搬上の安全性が確認されたもの。
- ・ 廃棄に当たって、排出者は、発炎筒メーカーより廃棄専用箱を購入する。
- ・ 排出者は、廃棄専用箱3箱(火薬量25kg未満)を超えないうちに、廃棄専用箱入りの廃発炎筒を指定引取場所に引き渡す(4箱以上で火薬類取締法の貯蔵に関する規定が適用されるため)。
- ・ 指定引取場所への引き渡しに際しては、発炎筒メーカーの広域認定範囲内である宅配業者に運搬を依頼するか、排出者自らが運搬して直接持ち込む。ただし、宅配業者への運搬依頼及び指定引取場所への持ち込みに際しては、事前に、廃棄専用箱を購入した発炎筒メーカーに問い合わせが必要。

廃棄専用箱(100本入り)

